

愛知県地域防災計画(原子力災害対策計画)

新旧対照表(案)

原子力災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月作成）	改正案	改正理由
3	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 計画の目的・方針</p> <p>第 5 節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準</p> <p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） （略）</p> <p><u>EALは、各原子力施設に固有の特性に応じて設定される必要があり、EALの設定に係る詳細な検討を今後行うが、当面、緊急事態区分を判断する基準として、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適用する。実用発電用原子炉の具体的な緊急事態区分と当面のEALの内容は、表2のとおりである。</u></p> <p>2 運用上の介入レベル（OIL）</p> <p>全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記1の施設の状態に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国及び地方公共団体は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1の後段にまとめる。</p> <p>（略）</p> <p>表2 <u>緊急事態区分とEALについて</u></p>	<p>第 1 章 計画の目的・方針</p> <p>第 5 節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準</p> <p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） （略）</p> <p><u>各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。</u></p> <p><u>なお、原子力規制委員会が示すEALの枠組みの内容は、表2のとおりである。</u></p> <p>2 運用上の介入レベル（OIL）</p> <p>全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記1の施設の状態に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1の後段にまとめる。</p> <p>（略）</p> <p>表2 <u>各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</u></p> <p>表内 全文修正 p8～20 参照</p>	<p>原子力災害対策指針の改正</p> <p>原子力災害対策指針の改正</p> <p>原子力災害対策指針の改正</p>
11	<p>第 2 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 1 節 実施責任</p> <p>1 県</p> <p>県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一の処理を必要としたり、市町</p>	<p>第 2 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 1 節 実施責任</p> <p>1 県</p> <p>県は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容にお</p>	<p>法の改正</p>

原子力災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月作成）	改正案	改正理由
	<p>村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。</p> <p>2 市町村</p> <p>市町村は、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。</p> <p>また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。</p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には、応急措置を実施する。</p> <p>また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。</p> <p>5 指定公共機関(原子力事業者を除く)</p>	<p>いて統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。</p> <p>2 市町村</p> <p>市町村は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ</u>、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。</p> <p>また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。</p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には、応急措置を実施する。</p> <p>また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。</p> <p>5 指定公共機関(原子力事業者を除く)</p>	<p></p> <p>法の改正</p> <p>法の改正</p> <p>法の改正</p> <p>法の改正</p>

原子力災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月作成）	改正案	改正理由
14	西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、 <u>株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ</u> (略)	西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、 <u>株式会社NTTドコ モ</u> (略)	商号の変更 誤訂正
16	第 2 編 災害予防 第 1 章 放射性物質災害予防対策 第 3 節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 愛知労働局、県及び市町村は、放射性物質に対する防災対策を円滑 に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の 保有状況等の防災対策資料の把握に努めるものとする。 (追加)	第 2 編 災害予防 第 1 章 放射性物質災害予防対策 第 3 節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握 <u>(1) 愛知労働局、県及び市町村は、放射性物質に対する防災対策を円滑 に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の 保有状況等の防災対策資料の把握に努めるものとする。</u> <u>(2) 県は、放射性物質取扱事業者、研究機関及び自衛隊等放射線防護資 機材保有機関との平常時及び緊急時における連携の強化を図るもの とする。</u>	項目の追加 連携の整備
16	第 5 節 災害に関する知識の習得及び訓練等 防災関係機関は、放射性物質に関する基礎知識、参考資料等を収集 するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努め るものとする。	第 5 節 災害に関する知識の習得及び訓練等 防災関係機関は、放射性物質に関する基礎知識、参考資料等を収集、 <u>習得</u> するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に 努めるものとする。	字句の修正
20	第 2 章 原子力災害予防対策 第 6 節 環境放射線モニタリングの実施等 2 可搬型測定機器の取扱の習熟 県及び市町村は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱について、 その習熟に努める。	第 2 章 原子力災害予防対策 第 6 節 環境放射線モニタリングの実施等 2 可搬型測定機器の取扱の習熟 県及び市町村は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱に関し、 <u>研 修会の実施等を通じてその習熟に努める。</u>	対策の整備
20	第 8 節 健康被害防止に係る整備 (追加)	第 8 節 健康被害防止に係る整備 4 <u>スクリーニング及び人体の除染の実務主体の調整</u> 県及び市町村は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施でき るよう、実務主体の調整を図る。	対策の整備
20	第 9 節 風評被害対策 (追加)	第 9 節 風評被害対策 <u>(3) 県及び市町村は、県民等に対し、原子力災害における的確な行動や 風評被害等の軽減のため、第 1 1 節に定める知識の普及と啓発を行 う。</u>	対策の整備

原子力災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月作成）	改正案	改正理由				
21	<p>第 1 0 節 県民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(2) 県及び市町村は、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備を図る。</p> <p>(4) 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び市町村と連携し、高齢者、障害者、外国人などの災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。</p>	<p>第 1 0 節 県民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(2) 県及び市町村は、<u>県民の的確な行動等につなげるため、正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備及び第 1 2 節に定める研修の充実を図る。</u></p> <p>(4) 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び市町村と連携し、高齢者、障害者<u>その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）</u>及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。</p>	<p>研修の充実</p> <p>法の改正</p>				
23	<p>第 3 編 災害応急対策</p> <p>第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>■ 基本方針</p> <p>(追加)</p>	<p>第 3 編 災害応急対策</p> <p>第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。</u></p>	<p>対策の整備</p>				
33	<p>第 3 章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 925 1034 1077"> <tr> <td data-bbox="197 925 526 1077">西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</td> <td data-bbox="526 925 1034 1077">(略)</td> </tr> </table>	西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	(略)	<p>第 3 章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1066 925 1904 1077"> <tr> <td data-bbox="1066 925 1395 1077">西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ</td> <td data-bbox="1395 925 1904 1077">(略)</td> </tr> </table>	西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ	(略)	<p>商号の変更</p>
西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	(略)						
西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ	(略)						
35	<p>第 7 節 県民等への的確な情報伝達</p> <p>1 県民等への情報伝達活動</p> <p>県、市町村及び県警察は、連携して県民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。</p> <p>情報提供及び広報に当たっては、<u>災害時要援護者</u>、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。</p>	<p>第 7 節 県民等への的確な情報伝達</p> <p>1 県民等への情報伝達活動</p> <p>県、市町村及び県警察は、連携して県民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。</p> <p>情報提供及び広報に当たっては、<u>要配慮者</u>、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。</p>	<p>法の改正</p>				
37	<p>第 1 4 節 輻輳</p>	<p>第 1 4 節 輻輳</p>	<p>商号の変更</p>				

原子力災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月作成）	改正案	改正理由				
39	<p>西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p> <p>第 4 章 県外の原子力発電所等における異常時対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 392 1032 544"> <tr> <td data-bbox="197 392 524 544">西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</td> <td data-bbox="524 392 1032 544">(略)</td> </tr> </table>	西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	(略)	<p>西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社及び株式会社NTTドコモは、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p> <p>第 4 章 県外の原子力発電所等における異常時対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1064 392 1899 544"> <tr> <td data-bbox="1064 392 1391 544">西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ</td> <td data-bbox="1391 392 1899 544">(略)</td> </tr> </table>	西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ	(略)	商号の変更
西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	(略)						
西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ	(略)						
41	<p>第 4 節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>(略)</p> <p>また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、関係市町村と連携して可搬型測定機器により一般環境中の空間放射線量率の測定を実施し、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに県民等に情報提供する。</p>	<p>第 4 節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>(略)</p> <p>また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、関係市町村と連携して可搬型測定機器により一般環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど、監視体制を強化する。また、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに県民等に情報提供する。</p>	対策の整備				
42	<p>第 6 節 県民等への的確な情報伝達</p> <p>1 県民等への情報伝達活動</p> <p>県及び市町村は、県民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。</p> <p>情報提供及び広報に当たっては、<u>災害時要援護者</u>、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や防災関係機関と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。</p>	<p>第 6 節 県民等への的確な情報伝達</p> <p>1 県民等への情報伝達活動</p> <p>県及び市町村は、県民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。</p> <p>情報提供及び広報に当たっては、<u>要配慮者</u>、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や防災関係機関と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。</p>	法の改正				
43	<p>第 7 節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導</p> <p>(2) 市町村長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。</p> <p>イ 避難誘導に当たっては、<u>災害時要援護者</u>とその付添人の避難を優</p>	<p>第 7 節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導</p> <p>(2) 市町村長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。</p> <p>イ 避難誘導に当たっては、<u>要配慮者</u>とその付添人の避難を優先す</p>	法の改正				

原子力災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月作成）	改正案	改正理由
43	<p>先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。</p> <p>2 広域避難活動 (追加)</p>	<p>る。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。</p> <p>2 広域避難活動 (7) <u>県は、広域避難活動に伴い、必要となるモニタリング、スクリーニングあるいは除染等の作業に係る関連資機材の調達について、立地県や隣接県との緊密な連携による効率的、効果的な実施に努める。</u></p>	<p>対策の整備</p>
46	<p>第 15 節 輻輳対策 西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p> <p>第 16 節 県外からの避難者の受入れ</p>	<p>第 15 節 輻輳対策 西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社及び株式会社NTTドコモは、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p> <p>第 16 節 県外からの避難者の受入れ</p>	<p>商号の変更</p>
47	<p>1 避難者の受入れ (1) 緊急的な一時受入れ ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。 (ア) 県の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。 なお、受入れに当たっては、<u>災害時要援護者及びその家族を優先する。</u></p>	<p>1 避難者の受入れ (1) 緊急的な一時受入れ ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。 (ア) 県の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。 なお、受入れに当たっては、<u>要配慮者及びその家族を優先する。</u></p>	<p>法の改正</p>
52	<p>付録 今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題 (表中)</p> <p>○<u>原子力災害事前対策の今後の在り方</u> ・<u>実用発電用原子炉以外に係る緊急事態区分及びEALの在り方</u> (略)</p> <p>○<u>緊急時モニタリング等の今後の在り方</u> ・<u>緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の策定、OILの変更手順、線量評価の手順、事前準備の在り方及び情報の集約・評価等</u></p> <p>○<u>環境放射能水準調査</u> ・<u>放射性物質の濃度の測定と公表</u></p> <p>○<u>緊急被ばく医療の今後の在り方</u> ・<u>UPZ以遠における安定ヨウ素剤の投与の判断基準としてのEALやOILの整備、避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方、投与に関する責任の明確化、事前の配布や備蓄・補充等の手</u></p>	<p>付録 今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題 (表中)</p> <p>○<u>原子力災害事前対策の在り方</u> ・<u>実用発電用原子炉以外の緊急事態区分及びEALの在り方</u> (略)</p> <p>○<u>緊急時モニタリングの在り方</u> ・<u>中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方及び情報の集約・評価等</u> (削除)</p> <p>○<u>緊急被ばく医療の在り方</u> ・<u>プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等</u></p>	<p>課題の修正 用語の整理</p> <p>課題の修正</p> <p>課題の修正</p>

原子力災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月作成）	改 正 案	改正理由
	<p><u>法等</u> (略) ・<u>除染困難者への対応（搬送等）</u> ○<u>東京電力福島第一原子力発電所事故の検証結果の反映</u> (略) ○<u>風評被害対策</u> ・<u>継続的な普及啓発の仕組み作り（誰が、どのように、伝える）</u></p>	<p>(略) (削除) ○<u>東京電力福島第一原子力発電所事故への対応</u> (略) (削除)</p>	<p>用語の整理</p>

表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑭ 東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）。</p> <p>⑮ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑯ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。 ③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。 ④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。 ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 	<p>PAL内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑬ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 	<p>PAL内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

3. ナトリウム冷却型高速炉（規制法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失する恐れがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑦ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑧ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑨ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）によって原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑨ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

4. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑦ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑧ 東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）。</p> <p>⑨ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

5. 原子炉（1. ～ 4. に掲げる原子炉を除く。）

- ・・・原子炉容器内に核燃料物質が存在しない場合であって、使用済燃料プールに新燃料のみが保管されている原子炉及び使用済燃料プール内の照射済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして原子力規制委員会が定めた原子炉等。

警戒事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出し、又は放出するおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出し、又は放出するおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。